

四日市市職員地域手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月30日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第71号

四日市市職員地域手当支給規則の一部を改正する規則

四日市市職員地域手当支給規則（平成18年四日市市規則第55号）の一部を次のように改正する。

改正後	
別表第2（第2条、第3条関係）	
公署（所在地）	級地
北消防署朝日川越分署（三重県三重郡朝日町） 三重県消防学校（三重県鈴鹿市） <u>鈴鹿市消防本部（三重県鈴鹿市）</u> 朝明広域衛生組合（三重県三重郡川越町） 三重県（津市） 三重県防災航空隊（三重県津市） 三重県後期高齢者医療広域連合（三重県津市） 三重地方税管理回収機構（三重県津市）	5級地

改正前	
別表第2（第2条、第3条関係）	
公署（所在地）	級地
北消防署朝日川越分署（三重県三重郡朝日町） 三重県消防学校（三重県鈴鹿市） 朝明広域衛生組合（三重県三重郡川越町） 三重県（津市） 三重県防災航空隊（三重県津市） 三重県後期高齢者医療広域連合（三重県津市） 三重地方税管理回収機構（三重県津市）	5級地

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

（総務部人事課）